

## 鶴岡市の小学校児童数、急激な減少 出生数維持している三川町に学ぶべき

鶴岡市の小学校児童数は、平成29年度の6028人から6年後の

35年度には5412人に616人(10.2%)も減り、ナンバースケール1校が亡くなる規模に匹敵します。

を市教育委員会重点施策に明記しています。新たに複式学級が生まれるのは、平成33年度に黄金小、34年度に渡前小で、逆に複式学級がなくなるのは東栄小(33年度)です。

学級数は255から235へ20学級も減少します(特別支援児童は含まない)。

平成30年度の学校統廃合で学校適正配置計画は一旦終了しますが、今後も「児童数の減少等にかかる学校適正配置の検討」

平成30年度の学校統廃合で学校適正配置計画は一旦終了しますが、今後も「児童数の減少等にかかる学校適正配置の検討」

急激な少子化は平成大合併による自治体リストラと学校統廃合による影響が明らかです。出産祝い金や4、5歳児の保育料無料化、子育て交流施設整備など、出生数を維持し続けている三川町の子育て支援に学ぶべきです。



小学校が閉校になった長沼地区市民運動会 (6/3)

小学校 児童数と学級数の推移 (通常学級) 【H29.5.1現在】 資料：鶴岡市教育委員会

	H29		H30		H31		H32		H33		H34		H35	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
朝陽一小	543	18	535	18	523	18	515	18	503	18	499	18	486	18
朝陽二小	361	12	346	12	337	12	331	12	321	12	329	12	324	12
朝陽三小	636	23	640	23	632	23	638	23	624	22	628	23	627	23
朝陽四小	567	20	556	20	526	19	527	19	537	19	530	19	501	18
朝陽五小	370	15	360	14	353	13	353	13	369	13	355	12	353	12
朝陽六小	687	24	687	24	667	24	662	24	654	23	640	23	635	23
斎小	107	6	117	6	108	6	119	6	115	6	121	6	122	6
黄金小	79	6	81	6	78	6	70	6	69	5	69	5	65	5
大泉小	113	6	129	6	135	6	127	6	135	6	140	6	136	6
京田小(京田小)	84	6	121	6	123	6	136	6	134	6	138	6	141	6
栄小	37	4												
上郷小	93	6	94	6	90	6	89	6	94	6	87	6	87	6
豊浦小	114	6	117	6	114	6	114	6	108	6	111	6	103	6
湯野浜小	105	6	109	6	117	6	120	6	113	6	105	6	95	6
大山小	357	13	347	13	322	12	303	11	293	11	289	11	273	11
西郷小	116	6	114	6	107	6	107	6	98	6	96	6	85	6
藤島小(藤島小)	296	12	322	12	316	12	304	11	287	11	266	11	248	11
東栄小	72	5	64	5	59	5	59	5	65	6	71	6	75	6
長沼小	43	4												
渡前小	92	6	86	6	89	6	70	6	61	6	58	5	52	5
羽黒第一小	48	4												
羽黒第二小(羽黒小)	145	6	198	7	199	7	197	7	204	8	217	9	216	8
広瀬小	188	6	188	6	180	6	163	6	155	6	149	6	138	6
櫛引東小	81	6	87	6	85	6	86	6	85	6	82	6	79	6
櫛引西小	184	6	176	6	173	6	178	7	166	7	159	6	165	6
櫛引南小	73	6	76	6	76	6	75	6	66	6	77	6	73	6
あさひ小	173	6	170	6	165	6	151	6	149	6	143	6	142	6
あつみ小	206	6	200	6	184	6	173	6	162	6	150	6	132	6
鼠ヶ関小	58	5	59	5	55	5	59	5	57	5	59	6	59	5
合計	6,028	255	5,979	243	5,813	240	5,726	239	5,624	238	5,568	238	5,412	235

(網掛け部分)は複式学級  
※29年度は、実際の学級編成による人数(=学級編成表29.5.1)で、特別支援児童は含まない。  
※30～34年度は、1年次が「小学校区別・年齢別集計(29.5.1)」の数値、2年次以降は29年度の人数のまま進級するものとして算出。  
※35年度は、全学年「小学校区別・年齢別集計(29.5.1)」の数値より算出。

## 長沼温泉「ぽっぽの湯」奮闘記

最終回 板垣久喜(長沼上新田)

最終回

定年退職

規則により60歳定年、誕生日の月末とあったが、社長から「年度を全うすべき」と言われ、

誕生日の年度末とする。規則も「月末」を「年度末」に文字訂正のみであった。

退職時点でも、何らかの形で関与する立場をとってお話頂いたが、残ることで中途半端な立場や、後任者がやりづらいつ事を考えると、すべて辞すべきと判断した。10ヶ月余計在籍したことで、後任者にも十分引継ぎ出来たし、口は出さないが、聞かれれば仔細答えるとの約束で身を引くことにした。その方が新しい発想も生まれるし、いろいろ考えることが出来るかと判断した。

終わりに

初代社長である小鷹栄一町長、阿部昇司町長、合併により鶴岡市の芳賀肇助役、佐藤智志副市長と4名の社長に任えた。共に親切丁寧なご指導を頂き、職務を全うすることができた。

当初の取締役は、社長(町長)、農協組長、商工会長、温泉振興組合長、役員担当課長と私の6名であった。

こんなことを書くとお叱りを受けそうだが、

私の他はすべて充て職故にいろいろ新しい提案もするが、「今良ければ」と却下されることが多かった。

第3セクターとして、他の同業者(販売、飲食も含め)に配慮しながら、営利目的ではなく、儲けしないで、しかも赤字は出さないようにとのことで、大変難しい経営課題で、3セク故の悩みであった。

当時、「大人しくJA職を全うしていれば良かったのに」とよく言われた。

何よりも農協職員として能力の限界を感じていたし、確かに収入も年金も大幅に違ったのは事実であるが、まったく悔いはない。

むしろ、こんな素晴らしい体験や経験をさせて頂いたことに感謝のみである。

JA時代も含め、特に長沼地域の皆さんからは格別なご協力や、支えて頂いたことに本当に感謝申し上げます。

そして、今回の「民報藤島」の紙面を借りて、断片的で順不同であったが、私なりの「奮闘記」(?)をまとめることができました。

この「民報藤島」が、加藤編集長のもとで、更なる身近な地域情報誌として発展されることを祈念申し上げます。(完)

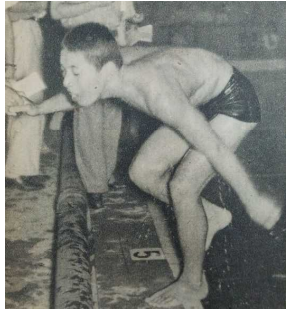
(訂正)前号の「70p」が望ましく、「70p」以下が望ましく

15

日本大学

「1着、古橋廣之進君、18分19秒フラット、これは世界新記録であります。」

アナウンサーの上ずった声がラジオから流れてきた。1949（昭和24）年6月、米国口サンゼルス全米選手権プール。「フジヤマのトビウオ」(The Flying Fish of Fujiyama) 誕生の瞬間である。



(写真・世界新記録樹立直後の古橋・ウィキペディア)

あの時の日本大学は最高に輝いていた。

鶴岡市泉町に佐藤歯科医院がある。亡くなって十数年になるが、院長の佐藤祐一さんは日大で古橋より1級か2級先輩で、同じプールで並んで泳いでいたという。加藤紘一代議員が政治家として華やかなりし頃の後援会長だった。

庄内にもう一人、日大のプールで古橋と一緒にだった男がいた。山添村の五十風豊喜。父親は五十風九兵衛、母親は「なみ」。

戦後、女性に公職選挙参加の権利が付与され、なみが立候補し見事当選した。

なみは飽海郡生まれで加藤清正の直系の子孫である。私の母いつ

カケ問題が少々希薄になつたんじゃないかと、安倍総理は少し安心しているかも知れない。

私の従兄弟に同年の昭和6年生まれ、松井希通がいて、今も元気で静岡県熱海市に在住。昭和20年代後半に立教大学ラクビー部の正選手だった。母親の喜久子は私の父武雄の妹である。

息子の出場する競技場に幾度となく通い、応援に熱中すると立教を鼓舞する声援が、「○大学を殺せ」あるいは「死ね」などと大声で叫んでいたと得意気に私に話していた。こんなことが日常茶飯事だったのではないか。

内田監督が日大の権力を独り占めにした事への反感もあるだろうが、日本の学校における部活動の目的が問われる問題である。

「代替わり」儀式の政府方針について⑤

―あらためて憲法を学ぶ― 青山崇

11月の大嘗祭である。古代から続く天皇即位にともなう儀式である。天皇が年毎の稲の初穂を、皇祖神に供えて共に食する祭りを新嘗祭（にいなめさい）といい、それとほぼ同



いな言葉でごまかしている。

憲法20条は、単に宗教の自由をあげるにとどまらず、戦前、神道を国の宗教―国家神道とし国民に強制、天皇を神(現人神、あらひとがみ)とし、神社の前を登下校するとき最敬礼することなどし、国民を戦争に動員したことの反省を強く込めて、20条で具体的につきのよう記している。

「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」



検察も忖度だ！

裁判にしないってか！。悪いことしてなかつたってかい。だつて改さんの指示をしたって認めたんだろうが。しかも国会では長々と全部ワソを喋っていたことが判つたんだぞ。ホウ・これでいいのかい日本は・となるぞ。

改さんは悪く無いってか。国会の答弁はワソでもいってことなんだ。裁判所も民主主義を守る所なんだが、これが新しい民主主義になるんだぜ。どうなるんだい・日本は。

国民の大多数が信用するはずがないと判りながら、検察はそういう結論をたすんだから、これも国会と同じなんでしょうナ。

つまり・数で決まるにしても、忖度がはたらき正しい判断が出来なくなっているんじゃないですか。それは、

使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

大嘗祭は、憲法20条「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」に明らかに違反するものである。(写真・1990年11月22日の大嘗祭・産経)

三権分立と言っても人事権を握られているから、彼らの保身のためということはないのか・というのだ。

▲自民党の現議員は、首相の思召しを良くしておかないと、次の選挙で推薦が貰えないから選挙資金も貰えない。したがって当選も危ういし苦勞も多い。

▲裁判に係わる人は、国家公務員として人事異動される。つまり、勤務地は日本全国になるのだ。思召しが悪ければ何処に飛ばされるか判らない・となる。

▲かつての下級審で、国が敗訴の判決を出した裁判官は、弁護士に仕事を変えていませんでしたか。それこそ何処に異動させられるか判らないからネー。

▲首相は今・どんなことでも出来る大きな権力を持っているんだぜ。日大みたいにオメーがワリーと誰か引導わたせないかネー。(石川)